

新潟県条例第18号

新潟県病院及び診療所の人員及び施設等に関する基準を定める条例

新潟県病院及び診療所の人員及び施設等に関する基準を定める条例（平成24年新潟県条例第59号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この条例は、医療法（昭和23年法律第205号。以下「法」という。）第7条の2第4項、第18条並びに第21条第1項及び第2項の規定に基づき、病院及び診療所の人員及び施設等に関する基準を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例において使用する用語は、法及び医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号。以下「省令」という。）において使用する用語の例による。

（既存病床数及び申請病床数の補正に関する基準等）

第3条 法第7条の2第4項の規定により、既存の病床数及び申請に係る病床数を算定するに当たって行わなければならない補正の基準は、省令第30条の33に定めるところによるものとする。

2 地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成29年法律第52号）附則第28条の規定による既存の病床数の算定の基準は、介護保険法施行規則等の一部を改正する等の省令（平成30年厚生労働省令第30号）第42条に定めるところによるものとする。

（専属薬剤師の配置に関する基準）

第4条 法第18条の規定により、病院又は診療所に置かなければならない専属の薬剤師の配置の基準は、省令第6条の6に定めるところによるものとする。

（病院の従業者に関する基準）

第5条 法第21条第1項の規定により、病院が有しなければならない同項第1号に規定する従業者及びその員数の基準は、省令第19条第2項、第3項及び第5項、第43条の2、第52条第5項及び第6項、第52条の2第1項、第53条並びに第53条の2第1項並びに医療法施行規則等の一部を改正する省令（平成13年厚生労働省令第8号。以下「平成13年改正省令」という。）附則第20条に定めるところによるものとする。

（病院の施設に関する基準）

第6条 法第21条第1項の規定により、病院が有しなければならない同項第12号に規定する条例で定める施設及びその基準は、省令第21条及び平成13年改正省令附則第22条に定めるところによるものとする。

（療養病床を有する診療所の従業者に関する基準）

第7条 法第21条第2項の規定により、療養病床を有する診療所が有しなければならない同項第1号に規定する従業者及びその員数の基準は、省令第21条の2第2項から第4項まで、第54条、第54条の2第1項、第55条及び第55条の2第1項並びに平成13年改正省令附則第23条に定めるところによるものとする。

（療養病床を有する診療所の施設に関する基準）

第8条 法第21条第2項の規定により、療養病床を有する診療所が有しなければならない同項第3号に規定する条例で定める施設及びその基準は、省令第21条の4及び平成13年改正省令附則第24条に定めるところによるものとする。

（委任）

第9条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。